

奈良教育大学附属中学校教育後援会規約

[平成16年5月6日改訂]

[平成18年5月8日改訂]

(名称)

第1条 本会は、奈良教育大学附属中学校教育後援会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、本校における生徒の健全な成長・発達を願い、ゆきとどいた教育をするための事業に協力・援助することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 教育環境条件を整えるための援助
- 二 学校教育振興・充実のための教育研究活動への援助
- 三 その他、本会の目的を達成するために必要と認める事業

(性格)

第4条 本会は、本校教育の振興・充実に協力する。ただし、学校の主体性を尊重し、学校の管理運営および教育内容等に対する干渉はしない。また、特定の政党や宗派に偏する活動もしない。

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- 一 正会員……本校に在籍する生徒の保護者および本校卒業者、またはその保護者で入会を希望する者。
- 二 賛助会員……本会の趣旨に賛同する者で、理事会において出席者の3分の2以上の賛同を得た者。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 総務 若干名

(会計監査および理事)

第7条 本会に会計監査および理事を置く。

- 一 会計監査は、正会員の内から会長が委嘱する。
- 二 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 三 理事は、会員の内から会長が委嘱する。
- 四 理事は、本校の運営・活動について必要な会務を掌る。
- 五 会計監査は2名とする。
- 六 理事は15名以内とする。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、理事会において審議し、総会において承認を受ける。

(役員等の任期)

第9条 役員および会計監査、理事の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- 三 総務は、本会の会務および経理を掌る。

(顧問)

第11条 本会に若干名の顧問をおくことができる。

- 一 顧問は、会長が委嘱し、理事会の承認を得る。
- 二 顧問は、本会の諮問に応じ、理事会に出席する。

(総会)

第12条 総会は、会長が招集し、委任状を含め正会員の過半数の出席をもって成立し、議長は会員の互選によるものとする。

- 一 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- 二 定期総会は、毎年度始めに開くこととする。
- 三 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要請があった場合に開くことができる。
- 四 総会の審議事項は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議する。

- 一 予算および決算に関すること
- 二 役員を選出に関すること
- 三 規約の改廃に関すること
- 四 その他必要と認めた事項

(理事会)

第14条 本会に理事会を置く。

- 一 理事会は、役員および理事をもって構成する。
- 二 理事会は、会長の要請により開くことができる。
- 三 理事会は、本会の予算、決算、企画、立案ならびに会務を処理する。
- 四 理事会は、新役員候補について審議し、総会に候補者を推薦する。

(会計)

第15条 本会の会計は次のとおりとする。

- 一 本会の運営は、会費およびその他の収入をもってあてる。
- 二 会費の金額は総会において決定する。
- 三 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(寄付金)

第16条 第3条の事業を行うため、会員に寄付金を募ることができる。

付 則

この規約は、平成3年4月24日から施行する。

付 則

この規約は、平成12年5月16日から施行する。

付 則

この規約は、平成16年5月6日から施行する。